

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年10月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社山陰合同銀行

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

2020年10月、日本政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。また、2030年度には温室効果ガスを2013年度比から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしている。

当行でも気候変動対策は喫緊に取り組むべき課題としてとらえ、2021年5月にサステナビリティ委員会を設置し、ガバナンスを強化している。カーボンニュートラル達成に向けては、2023年度に温室効果ガスを2013年度比50%削減、2030年度には温室効果ガス(Scope1+2)をネットゼロとする目標を設定している。この目標を達成するために照明器具のLED化、高効率空調機への更新、再生可能エネルギー由来電力への切替等の取り組みを進めている。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2025年度（目標年度）までに当行全体の炭素生産性を32.5%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度（計画終了年度）における経常利益計上を目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

銀行業（62）

（6）事業適応の具体的内容

計画初年度（2023年度）に鳥取営業本部ビルの空調設備を電気(EHP)+ガス(GHP)を併用した

ハイブリッド空調へ更新する。空調負荷や外気温を監視しながら、機器効率が最大となるよう EHP と GHP の運転を制御することで CO2 排出量を削減し、炭素生産性を向上させる。

計画 2 年度目以降は運転実績をみながら省エネチューニングを行い、CO2 排出量を削減させ炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期： 令和 5 年 11 月

終了時期： 令和 8 年 3 月